

地域農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定に基づく地域計画の変更(案)を作成しましたので、同法第19条第7項の規定に基づき地域計画の変更(案)を公告し次により縦覧します。

令和8年7月30日

伊那市長 吉田 浩之

記

1 地域計画・目標地図の変更地区

西箕輪地区、伊那地区、手良地区、美簗地区、富県地区、東春近地区、西春近地区、東部地区

2 縦覧場所

伊那市役所3階 農政課窓口、伊那市ホームページ（個人情報を除く）

3 縦覧期間

令和8年7月31日（金）～令和8年8月13日（木）（土日祝日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出について

利害関係人は、当該地域計画（案）に対し意見があるときは、別紙様式の意見書を記載の上、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出してください。

以上